

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川西町	下永東城地区	令和元年11月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.18ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.75ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.25ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.23ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.38ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.8
(備考)60歳以上の農業者の耕作面積:26.06haで全農地面積の86.35%を占める。うち後継者あり:3.20ha、12.28% 継承未定:10.83ha、41.56% 後継者不明:4.44ha、17.04% 回答なし:7.59ha、29.13%	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

全農地面積の約86%が60歳以上の農業者で、70歳以上は約30%を占める。また、そのうち後継者が未定・不明の農家は約60%を占めるため、5年から10年後の農地の受け皿を検討する必要がある。現在、地域で作付けを担っている中心経営体が引き受け可能な耕作面積よりも、出し手となる農家の耕地面積の方が約5ha以上多くなると見込まれ、町外の担い手・新規就農者、農地中間管理事業を活用するなど、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大和川右岸、下永池北及び東側の一帯水田(特定農業振興ゾーン約5ha含む)は、中心経営体である認定農業者並びに経営拡大を目指す地元農業者が水稲作付けを担う。また、特定農業振興ゾーン内の高収益作物計画エリアでは入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れることで水田転作を推進する。

大和川左岸の市街化住宅に沿った水田地帯は、経営拡大を目指す地元農業者が水稲作付けを担う。また、経営拡大を目指す認定新規就農者が中間管理機構を通じて農地を貸借し、イチゴ栽培を行う。また、出し手の農地面積が経営体の許容量を超過した場合は、中間管理事業を活用し、入作を希望する町外の担い手を受入れる。

大和川左岸のシンガイ地域を中心に一体形成される畑地については、畦畔がなく不整形であるため、従来どおり地元農業者の自家用栽培を主体として作付け継続を図る。また、農地中間管理機構の情報提供を受けながら、農業法人等の一体利用に向けて斡旋を図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	●●●●	水稲	1.07 ha	水稲	2.00 ha	下永池周辺
認農	●●●●	水稲	0.42 ha	水稲	ha	下永池周辺
認農法	●●●●●●	水稲	0.21 ha	水稲	ha	下永池周辺
認農法	●●●●●●●●	水稲	0.19 ha	水稲	ha	下永池周辺
地農	●●●●	水稲	0.33 ha	水稲	5.00 ha	下永池周辺
地農	●●●●●	水稲	1.2 ha	水稲	0.50 ha	下永池周辺
認就	●●●●●	イチゴ・野菜	0.17 ha	イチゴ	0.30 ha	荒僻
他農	●●●●●	野菜	0.13 ha	水稲	2.00 ha	下永池周辺
計	8		3.72 ha		9.80 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 高齢や後継者不足で離農せざるをえない場合は、中間管理事業を活用し、町内外の担い手に貸付けを図る。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 下永池北側の一帯農地を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地区内の特定農業振興ゾーンを中心に農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。また、特定農業振興ゾーンの高収益作物エリアを中心に畑作転換を推進する。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 米等の土地利用型作物以外に、地区内の特定農業振興ゾーンを中心に、新規就農者等を受け入れて収益性の高いハウスイチゴやナスなどの園芸作物の生産に取り組み、高収益作物への作付け転換を図る。</p>
<p>(例) 鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針 豪雨時の大和川増水による冠水被害や下永池の溢水・破堤を防止するため、取水樋門の開閉管理を緊急連絡体制の構築により徹底する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6	〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。